

令和7年4月1日

名古屋地区のタクシー運賃改定申請状況について

名古屋地区におけるタクシーの運賃改定申請については、令和7年3月31日に、申請があった法人タクシー事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体の合計車両数の5割を超えましたので、お知らせします。

●名古屋地区（令和7年3月31日現在）

| 申請状況 | 申請車両数（両） | 申請率（％） | 地域の全体車両数（両） |
|-----------------------|----------|--------|-------------|
| （最初の申請日） 令和7年3月24日 | 2,537 | 53.84 | 4,712 |
| （3ヶ月経過日） 令和7年6月23日 | | | |

名古屋地区・・・愛知県のうち、名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、海部郡大治町、海部郡蟹江町、海部郡飛鳥村（12市4町1村）

※運賃改定は、最初に申請があった時から3ヶ月の期間の間に申請を受け付け、申請があった法人タクシー事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体の車両数の5割を超えた場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定の手続きを開始します。

連絡先

中部運輸局自動車交通部

旅客第二課 本田、古久保、竹中

TEL 052-952-8036